

憲法改正を考える

- 緊急事態条項の問題点 -



講師 永井 幸寿 弁護士

(日弁連災害復興支援委員会・緊急時法制PT座長)

【講師プロフィール】

1955年生まれ。兵庫県弁護士会所属。
兵庫県弁護士会副会長、日弁連災害復興支援委員会委員長、日本災害復興学会理事などを歴任。
著書に「憲法に緊急事態条項は必要か」(岩波書店)、「よくわかる緊急事態条項Q&A」(明石書店)など。

自民党は、憲法改正を高く掲げ、当面「9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記する」といういわゆる加憲論と共に、緊急事態に関する条項を憲法上設けるとしています。緊急事態条項とは、日本国憲法には定められていない、戦争やテロ、大規模災害などの非常事態に対処するため一時的に政府に強い権限を与える法的な規定です。しかし、本当に緊急事態条項は必要なのでしょうか。緊急事態条項を設けた場合、私たち国民の権利はどうなるのでしょうか。国会の民主的チェック機能や裁判所の違憲審査権は？岐阜県弁護士会では、最近の憲法改正に向けた議論では未だ国民が熟慮できる機会やその前提となる憲法への理解、議論が不十分であるとの認識から、弁護士会としての責務を果たすべく、5月28日に裏面記載の総会決議を行いました。今回は、市民の皆さんと共に、緊急事態条項の問題点を学びたいと思います。是非、ご参加ください。

緊急事態条項？



9/9(日) 13:30~16:30

岐阜県弁護士会館 3階 岐弁ホール

(岐阜市端詰町22番地 岐阜市役所前又は裁判所前バス停車 徒歩5分)

※駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。



主催 岐阜県弁護士会 共催 日本弁護士連合会、中部弁護士会連合会

お問い合わせ先 ☎058-265-0020 (岐阜県弁護士会)